

奥羽新幹線・羽越新幹線整備推進等に向けた広報・啓発等事業に係る業務仕様書 (企画提案用)

I 促進大会等開催業務

1 趣旨及び内容

(1) 趣旨

昭和 48 年に政府の基本計画に位置づけられた奥羽新幹線・羽越新幹線（以下「奥羽・羽越新幹線」という。）の整備推進及び米沢トンネル（仮称）整備の早期事業化に向け、促進大会等の開催を通して、県内各団体や県民の機運醸成及び理解促進を図るとともに、奥羽・羽越新幹線実現等に向けた取組みの推進を図る。

(2) 内容

「山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟[※]」（以下「同盟」という。）における理事会、促進大会の開催

※県、県内市町村、経済団体等により構成する、奥羽・羽越新幹線の整備実現を目指す期成同盟会

・ 参集規模：理事会…30 名程度、促進大会…150 名程度

・ 開催時期：7～9 月頃

・ 開催内容：理事会 …同盟の事業計画等の審議

促進大会…大会決議等の採択、有識者による講演 等

※理事会・促進大会の具体的内容については、別途発注者から指示を行う。

2 委託業務の内容

(1) 理事会・促進大会等の準備

・ 会場との調整、会場使用料の支払い

・ 促進大会における講演に向けた講師との各種調整、旅費・謝金の支払い 等

(2) 開催日当日の運営支援

・ 会場における看板、案内板、映像、音響、照明機器の設置を含めた設営

・ 司会進行、舞台転換、機器操作等

・ 会議録の作成 等

3 経費（税込）の目安

上記（1）～（2）の経費：1,000 千円程度

II 広報・啓発業務

1 趣旨及び内容

(1) 趣旨

奥羽・羽越新幹線の整備推進及び米沢トンネル（仮称）整備の早期事業化に向け、各種広報・啓発事業を通して県民の機運醸成及び理解促進を図る。

(2) 内容

地域や年代など幅広い対象に、イベント等での広報活動（キャラバン）等の広報・啓発を行う。

2 委託業務の内容

(1) 普及・啓発キャラバン

① 内容

各地域の大型商業施設や各種イベント会場等における、奥羽・羽越新幹線及び米沢トンネル（仮称）等に関する普及・啓発のための広報活動（キャラバン）の実施（搬入・設営、当日の運営、撤収作業 等）

② 回数等

1回以上開催するものとする。

③ 留意事項

より親しみ易く分かり易い方法で、多くの県民等に対し効果的な普及・啓発ができるよう、開催場所や時期、手法などに留意し、企画・実施するものとする。

(2) ノベルティグッズ等の作成

① 作成するノベルティグッズ（例）

・ポスター、のぼり、ポケットパンフ、ポケットティッシュ、クリアファイル、うちわ、封筒等を作成すること。

（これ以外のノベルティグッズ作成の提案を拒むものではない。）

② 留意事項

・ノベルティグッズについては、配布・配置対象や配布・配置時期、その訴求効果なども十分考慮した上で、費用対効果に優れ、より広範に啓発が可能となるものを、年間の配布・配置計画を含め企画し、必要な数量を作成するものとする。

・ノベルティグッズの配布や、配置対象への配送等も行うものとする。

(3) SNS 等を活用した広報

① 内容

県内外、年代等を問わず、幅広い対象に対して奥羽・羽越新幹線及び米沢トンネル（仮称）の早期事業化の機運醸成・理解促進を図るため、SNS、インターネット等を活用した広報を行う。

② 留意事項

活用する媒体については、幅広い対象へのアプローチが可能であるものとし、他の業務との連携などを含め、より効果的で訴求力のある手法となるよう留意し、企画・実施するものとする。

(4) 新聞広告

① 内容

奥羽・羽越新幹線整備推進等の機運醸成に資する新聞広告

② 回数・規格等

1回以上の実施（少なくとも5段分の広告を実施すること）

③ 留意事項

新聞広告の内容・規格・時期・回数・他の業務との連携などを含め、より効果的で訴求力のある手法となるよう留意し、企画・実施するものとする。

(5) その他の広報・啓発事業

| 広報媒体 | 関連経費 | 備考 |
|-----------------------|-------------------------------------|---|
| 同盟ホームページの更新・管理 | 上記Ⅰ～Ⅱの事業実施に係るコンテンツ更新など | https://www.ou-uetsu-shinkansen.jp/ |
| 県内に設置している看板・懸垂幕の保守・管理 | 設置看板3か所（山形市・米沢市・鶴岡市）及び懸垂幕（新庄市）の保守管理 | 米沢市の看板は、264千円（税込）の年間掲出料の支払いを含む |

3 経費（税込）の目安

上記（1）～（5）までの経費：3,500千円程度

Ⅲ その他

- 1 上記Ⅰ、Ⅱの各種業務に関し記載している経費は、おおよその目安を記載したものである。
- 2 企画提案に係る事業費総額は、当該提案上限額の範囲内としなければならない。
- 3 上記Ⅰ、Ⅱの業務の実施にあたっては、それぞれの広報・啓発に関連性を持たせ、事業全体として最大の効果が表れるよう、それぞれの広報・啓発の内容、媒体、実施時期等に十分留意し、提案を行うこと。